

「千葉県子ども・子育て支援プラン2020中間見直し」(案)に対する意見と県の考え方

資料1

1 意見募集期間

令和5年2月10日（金）～3月1日（水）

2 意見の提出状況

提出者9人 28件

3 提出された意見の概要と県の考え方

提出された意見について、趣旨を損なわない範囲で要約させていただきました。

以下に、提出のあった意見と県の考え方を紹介します。

番号	該当箇所	意見の概要	県の考え方
1	P19 3 P20 5	DVの防止について 紛争があり離婚した当事者は、第三者が介入してもお互いを尊重できる可能性は低い。被害者は加害者から受けたDVの後遺症が残り関わりをとりたくないと考えている。被害者には、被害者に対してのケア(心療内科等)として治療を行う必要がある。 加害者にも、精神的ケアの支援をした考えた方がよいと考える。それは、加害者はDVを振ったことを認識していない方が多いことから、被害者に責任を全て転換して復讐心が生まれるなどの危険性がある。 二次被害を起こさない為にも、専門家のケア等を考えてほしい。	DVの防止に向けては若年層にむけた予防教育が大切であると考えております。 また、千葉県では「千葉県DV防止・被害者支援基本計画(第5次)」において、加害者対策検討作業部会を開催し、県としてどのように対応していくか検討することとしています。
2	P24	不妊・不育相談事業について 不妊治療は保険適用となつたが、千葉県独自の所得制限等がない不妊治療補助金制度を作つてほしい。また、不育症についても検査費用は自費で高額となるため、同様に補助金制度を作つてほしい。	保険の適用対象とならない不妊治療に関する今後の支援のあり方については、保険適用の影響や国の動向を注視してまいります。 また、不育症検査については、国が定める先進医療については、現在も助成の対象としています。 いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。
3	P25	不登校支援について コロナ禍で学生の不登校が増えている。自身でも学校へ行けない理由がわからず、悩んでいるケースもある。明確な理由がなく、対処できないまま自宅学習している子たちを無理やり学校に行かせようとせずに、個々の状況に応じたケアが必要である。	・不登校の要因については、「無気力、不安」が多く、背景が多様化、複雑化しており、児童生徒によっては、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことがあると考えています。引き続き、一人一人の状況に応じた支援に努めてまいります。 ・県では「千葉県子ども・若者総合相談センター」において、不登校等の悩みを抱える子ども・若者からの相談を傾聴し、各支援機関を紹介しております。
4	P34	出産・子育て応援交付金事業について 出産交付金の交付は窓口を必須とせず、母子手帳取得時に、子育て交付金は乳児訪問の際に面談を行うなど、なるべく妊娠婦本人の負担を軽減できる方法を検討してほしい。伴走型なのであれば、被支援者に寄り添った制度の制定をお願いしたい。	伴走型支援は、国の要綱に基づき、市町村が実施しています。 来所面談の他、オンライン、アウトーチ等の方法が可能となっています。 支援を受ける方に寄り添った伴走型支援ができるよう、いただいたご意見は、市町村にも共有をさせていただきます。
5	P40	医療費助成について 夜間に医療機関を受診する場合の別料金の負担や、紹介状がない場合の別料金の負担がある大きな病院などがある。子育てをする立場から無料にしてほしい。子育て世帯が経済的に助かる。そして中学3年生までが医療費助成だが高校生まで延長してもらえると家計の負担が減る。中学、高校と余計に学費等で出費がかかるので成人の18歳まで医療助成をしてほしい。	子ども医療費助成制度については、子どもの保健対策上及び保護者の経済的負担の軽減を図る観点から、支援の必要性の高い年齢をカバーしております、今後も持続可能な制度として、安定的に維持運営することが重要と考えます。
6	P40	保育料の減額について 千葉県は保育料減額の年齢制限撤廃案を推進してほしい。 東京都のように県単位で動いていくって、やっと国が動いていくような流れを感じる。千葉県でも東京都のように年齢関係なく第二子以降保育料無料とまでは言わないが、保育料減額についての年齢制限撤廃を考えてほしい。	0～2歳児の保育料の負担軽減は、国が主体となって全国的に取り組むことが望ましいと考えております。県では、幼児教育・保育の完全無償化を早期に実現するよう「幼児教育・保育の円滑な実施に必要な安定財源の確保」について、全国知事会を通じ、国への要望を行っております。

番号	該当箇所	意見の概要	県の考え方
7	P41	医療費について ・医療費については高校生まで無償となる助成(所得制限なし)を希望する。 ・児童手当の所得制限撤廃を希望する。	・医療費助成について、現行制度の内容は、子どもの保健対策上及び保護者の経済的負担の軽減を図る観点から、支援の必要性の高い年齢をカバーしており、今後も持続可能な制度として、安定的に維持運営することが重要と考えます。 ・児童手当については、国が定める児童手当法に基づき、全国一律に運用されています。所得制限撤廃についても、国において議論されているところであり、県としては、国の動きを注視してまいります。
8	P42	大学生の学費について 大学生の学費が高い。在学中2人目以降は学費の半額補助など制度があると助かる。	大学生に対する学費の支援については、文部科学省と独立行政法人日本学生支援機構が実施する高等教育の修学支援新制度(給付型奨学金)がございます。また、貸与型給付金(無利子・有利子)についても、文部科学省が案内を行っています。 県としても、制度等の周知に努めてまいります。
9	P43	ひとり親家庭について ひとり親家庭では親が病院に通院したくても躊躇する。中学3年生の子を持つ片親の場合は、通院費用が無料となるが、成人となる18才までに延長してほしい。病院に行くのにも、かなりの経済負担がかかるので子育て世帯の経済支援をお願いしたい。	ひとり親家庭等医療費等助成事業について、県は、原則児童が18歳の年度末までのひとり親家庭の親及び児童をその支援対象としているところです。
10	P46 4 P47 5② P46 4	面会交流について 面会交流支援は、虐待やDVによって離婚した家庭は危険性がある。家裁に面会交流を申し立てて安心、安全な場合には面会交流が行われていると聞く。行われていないところは、危険性がある為だと思う。間接強制をとて無理やり面会交流が行われていることも知ったが、監護親に圧力をかけ制裁金の支払いを命じるのも納得がいくことではない。子供にも拒否権があるので子供が拒否をすれば監護親は無理をして面会交流を行わせることは出来ない。子供が、精神的苦痛を味わってまで面会交流を行う必要があるのか。 第三者が入ったり無理やり面会交流を行うような支援は危険である。支援の方法も子供の意見を尊重し、慎重に考えるべきである。	千葉県面会交流支援事業においては、「暴力行為や子どもに対する虐待行為を行うおそれのある者、子どもの連れ去り又は連れ去りを企図するおそれのある者等については本事業の対象としないこと。」としており、また、原則、面会交流支援は専門の支援員が付き添った上で支援を実施するなど、できる限り子どもの安全に配慮しながら支援を実施しております。
		ひとり親の就労支援について ハローワークはひとり親の募集は少ない。資格、年齢が関係し、募集要項から外れるため、ひとり親に理解があり、働きやすい職場がもっと必要である。 ・パソコン講座や介護資格を取得する就労支援について、支援を受けている間は働けず給料はなく交通費の負担があるため大変と聞く。 また、就労支援を受けた者が就労に活かせるよう多種な仕事の紹介や就労支援メニューが必要である。	・就労支援については、ひとり親の方の希望を聞きながらハローワーク等関係機関と連携して適切に対応してまいります。 ・職業訓練の支援として実施している自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金の支給事業は、パソコン、介護職連携以外にも利用できるものになっております。今後も、ひとり親の自立や就労に向け、適切な給付金の利用について御案内してまいります。
11	P50	6時間労働に短縮することについて 6時間労働に短縮する年齢を6才まで延長してほしい。 福祉国家のように、1才から取れるところだけでいい。千葉県内や近隣県でも3割はあるようだ。半日保育にして、残業に充てたり土曜日出勤になると取りやすい。様々な取得で2年保休、2年短縮、1年保休などがある。実働分の給与保障はいい。企業は負担がかかる。取れることが大事。	「育児・介護休業法」においては、事業主は3歳未満の子を養育する従業員について、従業員が希望すれば利用できる短時間勤務制度を設けなければならぬとされています。なお、3歳以上小学校就学前までの子を養育する従業員に対する同制度の導入は、努力義務とされています。 県では、引き続き同制度について周知し、誰もが働きやすい職場環境づくりに努めてまいります。

番号	該当箇所	意見の概要	県の考え方
12	P55 P58	小児科と予防接種について 小児科が少ないと思う。かかりつけでなければ予防接種が受けられないことは改善するべきと思う。	県では小児科医師、内科医師等を対象として、小児救急医療に関する研修を実施し、地域の小児救急医療体制の補強及び質の向上を図っています。また、小児救急電話相談事業により保護者の不安感軽減に努めます。 また、県内全域で接種できる体制として、定期予防接種相互乗り入れ事業を実施しております。
13	P68	保育料の無償化について 幼児教育・保育の無償化について、3~5歳については今後も所得制限は設けないと。また、0~2歳児についても所得制限なしでも無償化を希望する。 兵庫県明石市や、東京都などのように、手厚い支援をお願いしたい。	幼児教育の無償化(3~5歳)については、現行プランにおいても、幼児教育・保育の無償化の円滑な実施について記載しています。 0~2歳児の保育料の負担軽減は、国が主体となって全国的に取り組むことが望ましいと考えており、県では、幼児教育・保育の完全無償化を早期に実現するよう「幼児教育・保育の円滑な実施に必要な安定財源の確保」について、全国知事会を通じ、国への要望を行っております。
14	P78 1、2	虐待について 虐待やDVを受けている方はSOSが出せない。虐待やDVには暴力に加えて精神的なDVも考えていく必要がある。立証が難しいため、慎重に話し合っていただきたい。DV改正が承認されたが不安な面を多く感じる。	精神的DVの場合は、加害者も被害者も自覚がない場合が多いため、今後も引き続き広報啓発を実施し、広く県民の皆様にDVの内容について知っていただけるよう努めます。 被害に遭っている方が一人で悩まず、早めに相談機関につながることを目指してまいります。
15	P90	いじめについて いじめについては、様々な年齢で起きている。いじめが原因で自殺する子もいる。保育士や教師等の大人が一緒になっていじめているケースもある。大人が子供を守る義務があるので教師が一緒にいじめをするのか、体罰や虐待をするのか議論すべき。	学校が、法に定めるいじめの定義に基づいて、いじめの予兆と考えられる段階の行為等についてもいじめと認知し、対応する必要があると考えています。引き続き、各学校において、いじめの早期発見・早期対応がなされるよう努めてまいります。 保育所等における不適切な保育については、保育士等の不適切な保育に対する認識不足や職員の配置等、様々な要因があるものと考えられます。研修や指導監査等を充実・強化するとともに、発生した事案ごとに確認・指導を行い、不適切な保育の防止に努めてまいります。
16		「療育支援コーディネーターの配置」について 障害の相談は、通常市役所の障害福祉課のケースワーカーが担当しているが、療育支援コーディネーターとはどういった資格なのか。 心理士や作業療法士などの現場経験がある職員が担当する資格なのか、民間療育施設が行う資格なのか、基礎資格として何が必要なのか、注釈がなく分からぬ。	療育支援コーディネーターについては、明確な資格要件は定めておりませんが、相談支援業務経験者であり、障害児等への支援に精通している方を配置しているところです。
17	P100	「早期の教育相談支援体制の整備」について 市役所の子ども福祉課や障害福祉課、教育委員会などには療育の専門知識を持った職員がいない。 心理士や言語聴覚士、作業療法士がいても、児童発達支援センターの配置になっている。 地域の相談支援ネットワーク充実のために、本庁に療育経験のある保育士や児童指導員、心理士等で現場経験のある職員を相談員として配置し、円滑に支援のネットワークを築けるようにすべきではないか。	特別支援学校のセンター的機能により、就学相談、教育相談の中核となる特別支援学校の特別支援教育コーディネーターが、地域の教育や福祉、医療等の関係機関と連携しながら対応しているところです。県教育委員会では、市町村教育委員会と特別支援学校が連携し、県や市町村の様々な相談窓口を周知するとともに、健康診断や育児相談等の場における教育相談の実施等を推進してまいります。
18		「障害児等療育支援事業」について 民間療育施設が少なく、相談支援体制が確立されていない。市(公的施設)への一極集中になり、順番待ちが生じている。 民間療育施設を増やす等の充実を図らなば、適切な療育を受けられない子どもが更に増えるのではないか。	障害児療育支援事業については、市が設置する児童発達支援センター以外にも指定障害児入所施設、指定障害児通所支援事業所、指定障害福祉サービス事業所、地域活動支援センター及びその他障害福祉に関する事業を実施している法人を募集しているところです。令和5年度事業については、集団指導で周知を行うなど、市町村だけではなく民間施設における事業の実施が図られるよう幅広い周知に努めてまいります。

番号	該当箇所	意見の概要	県の考え方
19	P102	<p>一時保育利用料について 待機児童となり、保留通知が発行されている子供の一時保育利用料は、すでに保育園に在籍している兄弟がいれば、保育料は減額してほしい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・待機児童の解消に向けては、市町村において、地域のニーズ等を踏まえ、教育・保育の提供体制を確保するための計画を定めています。今般、計画期間の中間年に当たることから、必要に応じて市町村計画の見直しが行われており、その見直し状況等を踏まえ、県において本プランの中間見直し案を作成しました。県では、市町村と連携しながら、本プランに沿って待機児童の解消を目指します。 ・一時預かり事業の利用者負担額については、各市町村が定めることを基本としつつ、市町村の判断により各園の設定に委ねることも可能とされております。
20	P102	<p>待機児童について 保育所の待機児童問題について、各家庭で希望した時期に保育所に入れることができるよう、保育所の増設等の待機児童への対策は早急に行ってほしい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 待機児童の解消に向けては、市町村において、地域のニーズ等を踏まえ、教育・保育の提供体制を確保するための計画を定めています。今般、計画期間の中間年に当たることから、必要に応じて市町村計画の見直しが行われており、その見直し状況等を踏まえ、県において本プランの中間見直し案を作成しました。県では、市町村と連携しながら、本プランに沿って待機児童の解消を目指します。
21	P103、104	<p>6時間労働に短縮することについて 認定こども園への移行はしなくていい。 保育の受け皿整備と待機児童解消を加速するため、6時間労働に対応した託児所でいいと思う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県では、認定こども園が幼稚園・保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化などによらず、柔軟に子どもを受け入れられる施設であることから、既存の幼稚園や保育所の移行希望なども踏まえながら、認定こども園の普及に努めているところです。 ・国の基準により、保育所における保育時間は一日につき八時間を、開所時間は一日につき十一時間を原則とされており、本県においても同様に規定しています。
22	P110	<p>産休等代替職補助事業について 直近の本助成金の算定基準額より、千葉県最低賃金の時給をフルタイム換算した方が高い。 本助成金はフルタイム職員が長期休業した場合に、満額給料を支給し、かつ代わりのフルタイム職員を雇用した場合に支給されるものである。 産休や病休中は社会保障として、対象者には月平均給料の約三分の二が支給される仕組みになっている。 事業者側からすると出費がかさみ、利用する根拠がない上、助成される金額が最低賃金以下の金額ではいけない。より事業者側が積極的に申請したいと思うものに変更するべきである。 短時間労働者も対象とし、社会保険を貰い足りない三分の一を給与として支払った場合でも助成されるように変更するべきである。 休業中の職員に満額給与を支給し、かつ代わりの職員を雇った結果、最低賃金以下の基準額の根拠もなく、本助成金の存続意義が問われる。 今回の千葉県子ども・子育て支援プランから本助成金は除外が適当と考える。</p>	<p>当該事業は、保育所等の働きやすい環境づくりに資するものと考えられるため、本プランに掲載しております。 いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>
23	P111	<p>一時預かりについて リフレッシュを利用する場合、月2回では少な過ぎる。また、予約がなかなか取れないため、子供を一時間くらい放つておいて電話をかけなければならない。他市は月に15日程度取れる。 単身赴任で現在、完全ワンオペだが、例えばそういう事由をA利用にして欲しい。</p>	<p>一時預かり事業の利用回数については、各市町村が主体となって設定しております。</p> <p>一時預かり事業を含めた地域子ども・子育て支援事業については、市町村で計画を定めていますが、今般、計画期間の中間年に当たることから、必要に応じて計画の見直しを行っており、その見直し状況等を踏まえ、県において、本プランの見直し案を作成しました。本プランに沿って、地域子ども・子育て支援事業を着実に推進してまいります。</p>

番号	該当箇所	意見の概要	県の考え方
24	P112	<p>出産後の支援について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小さい子をもつ母親が出産と同時に月10時間無料で子供を預かってもらえるようなチケット(期限付き繰り越し可能)があると息抜きができる。 ・子供が1歳頃までは10時間のシッターダイや家事代行でも助かる。 <p>※幼稚園にあがる誕生日までを対象にすれば、子供も他の人と過ごしたりする機会が増え、虐待への気付きにも繋がる。</p>	<p>・県内の多くの市町村において、一時預かり事業を実施しております。一時預かり事業は、家庭において一時的に保育を受けることが困難になった乳幼児について、保育所その他の場所で一時的に預かる事業で、保護者の育児負担軽減の目的でも利用することができます。一時預かり事業の利用者負担額は各市町村が定めることを基本としつつ、市町村の判断により各園の設定に委ねることも可能とされております。</p> <p>また、ベビーシッターについては、お仕事をされていて、お勤め先が全国保育サービス協会が実施するベビーシッター派遣事業を利用している場合、内閣府が実施する「企業主導型ベビーシッター利用者支援事業」により、利用料の割引が受けられます。</p> <p>・虐待への気づきとしては、市町村が実施する「乳児家庭全戸訪問事業」や「養育支援訪問事業」等を促進しているところです。</p>
25	P115	<p>待機児童について</p> <p>学童の待機児童解消を早急に対応してほしい。</p>	県では、市町村が行う放課後児童クラブの施設整備や人材確保に対する支援を行っており、市町村と連携して、令和6年度までに待機児童の解消を目指します。
26	P122	<p>道路整備について</p> <p>八千代市の道路(296号沿いや駅回り等)は、歩道が狭かったり段差がある場所が多く、ベビーカーで歩きやすい道はほとんどない。道路の整備をお願いしたい。</p>	<p>八千代市内の国道296号では、家屋が連坦しており、歩道拡幅には時間を要することから、今後の交通状況を見ながら検討してまいります。</p> <p>段差がある場所においては、側溝のふたを歩きやすいものに交換し、安全な歩行空間の確保に努めています。</p>
27	P127	<p>犯罪等について</p> <p>学校への殺害予告や不審者、通学路等での危険運転等、子どもの通学に不安を感じる。特に速度違反のスピードやスマホ操作をしながらの運転等で通学路を走る車や横断歩道で歩行者が待っていても止まらない車を取り締まるべき。</p>	<p>通学路等の状況は児童生徒それぞれに異なるため、「見守りの空白地帯」などの課題が生じている箇所があると認識しています。</p> <p>県では、道路などの生活空間での犯罪を防止するために防犯カメラの設置を推進し、市町村事業に対し、補助を行っております。また、自主防犯活動の更なる活性化を図るために、防犯ボランティアを対象として「地域防犯力の向上に関する交流大会」を開催し、効果的なパトロールに関する基調講演等を行っており、本計画にも記載しています。</p> <p>千葉県交通安全条例に基づき、通学路における見守り活動等、交通安全に関するボランティア活動を行う「交通安全推進隊」を整備し、地域ぐるみの交通安全活動が展開されるよう、市町村、警察及び学校等と連携し積極的に支援していきます。郵便・新聞配達、運送業者等の多様な業種の事業者が、日常の事業活動を行いながら子どもの見守りを行う「ながら見守り活動」や不審者発見時の速やかな通報を行う等の防犯ネットワークの拡充・活性化を推進し、児童生徒が被害者となる悲惨な交通事故を防止するため、引き続き、通学路の安全確保に資する交通指導取締りを推進します。今後とも、保護者、地域住民、関係機関等と連携を図りながら学校教育活動の全体を通して、児童生徒の交通安全教育を充実するよう努めてまいります。</p>
28		<p>少子化対策について</p> <p>少子化対策は、出産時の費用支援も必要だが、子供の成長に合わせて、お金がかかる不安のために子どもを持たない選択をする方もいる。出産費の支援だけでなく、その後の子育てにかかる支援が必要である。</p> <p>今の子どもの成長を1番に考える支援を見れば、子育てしている親の信頼に繋がり、それを見た人たちが、心配せずに安心して出産していくようになる。子育てには、人により意見が違うことから子供の未来のために慎重に話し合っていってほしい。</p>	<p>県では、すべての子どもが社会の一員として尊重され、生まれてよかったですと思える社会を目指しており、「子どもを地域の宝として、すべての子どもと子育て家庭の育ちを地域のみんなで支える」子育てを実現したいと考えています。子育てを希望される方が孤立することなく、また、子育てに対する不安や負担を軽減できるように、福祉の枠を越え、就労、教育、環境など様々な分野が連携しながら推進していきます。</p> <p>また地域社会には、子どもたちとともに、これから親になる人や子育て中の人に支えるという大きな役割があります。地域全体で子育てを応援し、子どもを守る環境づくりの実現に向け、御協力をお願いします。</p>